

令和6年 第19回 福岡市選挙管理委員会

10月7日（月） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第8号 個人演説会等を開催することができる施設の指定について

議案第9号 個人演説会等の施設の指定の取消しについて

議案第10号 個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が
納付すべき費用の額の承認について

2 報告事項

① 令和6年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクールの入選者について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和6年10月14日（月） 午前10時30分
- ・ 令和6年11月5日（火） 午前10時30分
- ・ 令和6年11月20日（水） 午前10時30分

議案第8号

個人演説会等を開催することができる施設の指定について

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設を次のとおり指定する。

令和6年10月7日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

指定する施設

施設名	所在地	管理者名
市営城浜住宅9区集会所	福岡市東区城浜団地45番1号	福岡市長 (住宅都市局住宅管理課)
市営板付住宅10棟集会所	福岡市博多区板付三丁目10番	福岡市長 (住宅都市局住宅管理課)
市営ニュー堅粕住宅3棟集会所	福岡市博多区堅粕二丁目13番	福岡市長 (住宅都市局住宅管理課)

(理由)

公職選挙法第161条第1項第3号の規定による。

議案第9号

個人演説会等の施設の指定の取消しについて

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる次の施設について、施設の指定を取り消す。

令和6年10月7日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

指定を取り消す施設

施設名	所在地	管理者名
市営城浜住宅57棟集会所	福岡市東区城浜団地57番	福岡市長 (住宅都市局住宅管理課)
市営板付住宅13棟集会所	福岡市博多区板付三丁目13番	福岡市長 (住宅都市局住宅管理課)
健康づくりサポートセンター講堂	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号	福岡市長 (保健医療局保健医療政策課)

(理由)

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により指定した施設が廃止されたことによる。

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第百六十一条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

一 学校及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)

二 地方公共団体の管理に属する公会堂

三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

○個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する事務の流れ

	施 設 管 理 者	市 選 管	県 選 管
施設指定の事務	指定についての同意	区選管との事前協議 ← 指定のための協議 ＜委員会議決＞ 指定の議決 (法161条1項3号) ← 指定の通知 指定の報告 (法161条3項)	施設指定の告示 (法161条4項)
設備の承認の事務 額設備の程度及び費用の	設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額の承諾及び承認申請 (令119条2項・121条) 設備の程度及び費用の額の公表 (令119条2項・121条) ※ 概ね告示により公表を行っている。	→ ＜委員会議決＞ 設備の程度及び費用の額の承諾及び承認 (令119条2項・121条) ← 区選管への通知・連絡	

議案第10号

個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の管理者から申請があった当該施設の設備の程度及び当該施設の使用のために公職の候補者等が納付すべき費用の額については、申請のとおり承諾し、及び承認する。

令和6年10月7日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

申請内容

別紙のとおり

(理由)

公職選挙法第161条第1項第1号及び第3号に該当する個人演説会等の施設の管理者から、公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定により、当該施設において個人演説会等を開催するために必要な設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認を求められたことにより、それぞれ承諾及び承認を行う。

住 管 第 2 7 2 号
令和6年9月26日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲員 大三郎 様

福岡市長 高島 宗一郎
(住宅都市局住宅管理課)

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等の承認
申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に
関し、次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

区分	施設の名称	種 別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平 日	日曜日	休 日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
新規	市営城浜住宅9区集会所	集会室	なし			123	123	有	無	板張	無	無	無
新規	市営板付住宅10棟集会所	集会室	なし			112	112	有	無	板張	無	無	無
新規	市営ニュー堅粕住宅3棟集会所	集会室	なし			140	140	有	無	板張	無	無	無
変更前	市営弥永住宅3区集会所	集会室	なし			150	150	有	無	板張	無	無	無
変更後	市営弥永住宅3区集会所	集会室	なし			165	165	有	無	板張	無	無	無

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲員 大三郎 様

福岡市教育委員会
教育長 石橋 正信
(総務部総務課)

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等の承認申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に関し、次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

1 新規

(1) 学校

区分	施設の名称 (所在地)	種 別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平 日	日曜日	休 日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
新規	福岡市立照葉はばたき小学校	講堂兼 体育館	福岡市立学校施設使用料条例(昭和23年福岡市条例第9号)別表に掲げる額			947	940	有	有	板張	有	無	有

(2) 公民館

区分	施設の名称 (所在地)	種 別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平 日	日曜日	休 日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
新規	福岡市西都北公民館	講堂	福岡市公民館条例(昭和39年福岡市条例第91号)別表第2に掲げる額			92	90	有	無	板張	有	有	無

2 変更

(1) 学校

区分	施設の名称 (所在地)	種 別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平 日	日曜日	休 日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
変更前	福岡市立春住小学校	講堂兼 体育館	福岡市立学校施設使用料条例(昭和23年福岡市条例第9号)別表に掲げる額			518	510	有	有	板張	有	無	有
変更後	福岡市立春住小学校	講堂兼 体育館	福岡市立学校施設使用料条例(昭和23年福岡市条例第9号)別表に掲げる額			743	740	有	有	板張	有	無	有

(2) 公民館

区分	施設の名称 (所在地)	種 別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平 日	日曜日	休 日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
変更前	福岡市西都公民館	講堂	福岡市公民館条例(昭和39年福岡市条例第91号)別表第2に掲げる額			105	100	有	有	板張	有	有	無
変更後	福岡市西都公民館	講堂	福岡市公民館条例(昭和39年福岡市条例第91号)別表第2に掲げる額			105	100	有	無	板張	有	有	無

(3) 空港周辺共同利用会館

区分	施設の名称 (所在地)	種 別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平 日	日曜日	休 日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
変更前	福岡市立東箱崎会館	集会室	福岡市公民館条例別表第2講堂の項に掲げる額			108	100	有	有	板張	有	有	有
変更後	福岡市立東箱崎会館	集会室	福岡市公民館条例別表第2講堂の項に掲げる額			108	100	有	有	板張	有	有	無
変更前	福岡市立松島会館	集会室	福岡市公民館条例別表第2講堂の項に掲げる額			115	110	有	有	板張	有	有	有
変更後	福岡市立松島会館	集会室	福岡市公民館条例別表第2講堂の項に掲げる額			115	110	有	有	板張	有	有	無

○個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する事務の流れ

	施 設 管 理 者	市 選 管	県 選 管
施設指定の事務	指定についての同意	区選管との事前協議 ← 指定のための協議 <委員会議決> 指定の議決 (法161条1項3号) ← 指定の通知 指定の報告 (法161条3項)	施設指定の告示 (法161条4項)
設備の承認の事務 額設備の承認の事務及び費用の	設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額の承諾及び承認申請 (令119条2項・121条) 設備の程度及び費用の額の公表 (令119条2項・121条) ※ 概ね告示により公表を行っている。	→ <委員会議決> 設備の程度及び費用の額の承諾及び承認 (令119条2項・121条) 区選管への通知・連絡	

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第百六十一条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

一 学校及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)

二 地方公共団体の管理に属する公会堂

三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

○公職選挙法施行令

(個人演説会等の施設の設備)

第百十九条 (略)

2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、…(略)…設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。

3 (略)

(個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用)

第百二十一条 …(略)…公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

○福岡市立学校施設使用料条例

別表

種別	使用区分	単位	金額
講堂兼体育館	一般	1時間につき	円 250
	公共		150
柔剣道場	一般		150
	公共		100
教室	一般		100
	公共		50
校庭	一般		200
	公共		100

備考

- 1 夜間照明施設の利用を伴う場合の校庭の使用料の額は、当該利用の時間1時間につきこの表に掲げる使用料の額に600円を加算した額とする。
- 2 「一般」とは、次項に定める使用以外の使用をいう。
- 3 「公共」とは、次に掲げる場合の使用をいう。
 - (1) 市又は教育委員会が後援する事業のため使用するとき。
 - (2) 教育委員会が教育行政上の必要があると認めるとき。

○福岡市公民館条例

別表第2

区分	単位	金額
講堂	1時間につき	円 600
その他の室		350

報告事項 1

令和 6 年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクール入選者について

1 応募状況

区 分		応募作品数
小 学 校	1 学年	0 点
	2 学年	2 点
	3 学年	2 点
	4 学年	1 点
	5 学年	7 点
	6 学年	6 点
合 計		1 8 点 (8校)
中 学 校	1 学年	7 6 点
	2 学年	2 5 点
	3 学年	6 7 点
合 計		1 6 8 点 (13校)
高 校	1 学年	1 0 点
	2 学年	5 点
	3 学年	5 6 点
合 計		7 1 点 (3校)
総 計		2 5 7 点 (24校)

【過去の応募状況】

平成15年度：399点 (43校)
 16年度：333点 (38校)
 17年度：309点 (40校)
 18年度：233点 (45校)
 19年度：172点 (46校)
 20年度：170点 (52校)
 21年度：261点 (54校)
 22年度：315点 (47校)
 23年度：300点 (44校)
 24年度：270点 (34校)
 25年度：513点 (45校)
 26年度：368点 (40校)
 27年度：523点 (47校)
 28年度：824点 (45校)
 29年度：776点 (54校)
 30年度：457点 (47校)
 令和元年度：561点 (53校)
 2 年度：200点 (33校)
 3 年度：580点 (60校)
 4 年度：639点 (48校)
 5 年度：125点 (30校)

2 入選作品数

区 分		委員長賞	明推協会長賞	佳 作	合 計
小 学 校	1 学年	0	0	0	0
	2 学年	0	0	0	0
	3 学年	0	1	0	1
	4 学年	0	1	0	1
	5 学年	0	1	0	1
	6 学年	1	0	0	1
合 計		1	3	0	4
中 学 校	1 学年	2	1	1 5	1 8
	2 学年	1	1	4	6
	3 学年	3	1	1 0	1 4
合 計		6	3	2 9	3 8
高 校	1 学年	1	1	2	4
	2 学年	0	1	0	1
	3 学年	2	2	9	1 3
合 計		3	4	1 1	1 8
総 計		1 0	1 0	4 0	6 0

※市入選作品は県の審査会へ送付

令和6年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクール入選者名簿

賞	学 年	学 校 名	氏 名
福岡市選挙管理 委員会委員長賞	小6	塩原小学校	福永 駿介
	中1	席田中学校	豊田 れいな
	中1	筑紫女学園中学校	矢田 まほろ
	中2	板付中学校	浅田 羽菜
	中3	福岡中学校	山田 こはる
	中3	板付中学校	上野 翠
	中3	板付中学校	宮田 真衣
	高1	沖学園高等学校	平田 杏樹
	高3	九州産業大学付属 九州高等学校	唐津 南実
	高3	沖学園高等学校	山岡 ゆい
福岡市明るい選挙 推進協議会会長賞	小3	老司小学校	飯干 瑛仁
	小4	福岡雙葉小学校	岩田 杏音
	小5	三宅小学校	吉松 隆佑
	中1	原北中学校	足立 堇
	中2	姪浜中学校	原田 麻衣
	中3	福岡中学校	渋谷 樹希
	高1	沖学園高等学校	梅田 明莉
	高2	博多工業高等学校	亀井 唯吏
	高3	九州産業大学付属 九州高等学校	平松 もえ
	高3	九州産業大学付属 九州高等学校	深川 ゆりか

賞	学 年	学 校 名	氏 名
佳作	中1	席田中学校	鈴鹿 由侑
	中1	板付中学校	上野 堇
	中1	板付中学校	兵頭 凜南
	中1	板付中学校	古川 桃子
	中1	板付中学校	山崎 梨奥
	中1	板付中学校	馬淵 順輝
	中1	板付中学校	南 碧海
	中1	板付中学校	棚町 琉衣
	中1	筑紫女学園中学校	緒方 夏希
	中1	筑紫女学園中学校	上田 ちよ
	中1	筑紫女学園中学校	野口 愛未
	中1	筑紫女学園中学校	前田 稀有子
	中1	筑紫女学園中学校	行實 鈴
	中1	筑紫女学園中学校	秀島 絵茉
	中1	原北中学校	中村 春
	中2	那珂中学校	廣田 桃伽
	中2	筑紫女学園中学校	甲斐 咲愛
	中2	姪浜中学校	青木 涼
	中2	姪浜中学校	白川 千恵
	中3	福岡中学校	中原 瑞姫
	中3	福岡中学校	保坂 銀士郎
	中3	福岡中学校	新屋敷 瑠璃
	中3	福岡中学校	中村 稀音
	中3	福岡中学校	中山 理菜
	中3	板付中学校	永浦 彩萌
	中3	板付中学校	横山 莉央
	中3	姪浜中学校	古賀 桃果
	中3	姪浜中学校	高橋 碧香
	中3	姪浜中学校	居石 拓馬
	高1	沖学園高等学校	溝口 瑠七
	高1	沖学園高等学校	箱嶋 ひより
	高3	九州産業大学付属 九州高等学校	秋山 愛乃
	高3	九州産業大学付属 九州高等学校	松本 友萌
	高3	九州産業大学付属 九州高等学校	中 友里藍
	高3	九州産業大学付属 九州高等学校	井上 弥優
	高3	九州産業大学付属 九州高等学校	井伊 息吹
	高3	九州産業大学付属 九州高等学校	村上 あかり
	高3	九州産業大学付属 九州高等学校	山口 もも
	高3	九州産業大学付属 九州高等学校	西山 琉奈
	高3	九州産業大学付属 九州高等学校	江崎 あみ

福岡市選挙管理委員会委員長賞（10作品）

（敬称略）



塩原小学校
6年 福永 駿介



席田中学校
1年 豊田 れいな



筑紫女学園中学校
1年 矢田 まほろ



板付中学校
2年 浅田 羽菜



福岡中学校
3年 山田 こはる



板付中学校
3年 上野 翠



板付中学校
3年 宮田 真衣



沖学園高等学校
1年 平田 杏樹



九州産業大学付属九州高等学校
3年 唐津 南実



沖学園高等学校
3年 山岡 ゆい

福岡市明るい選挙推進協議会会長賞(10点)

(敬称略)



老司小学校
3年 飯干 瑛仁



福岡雙葉小学校
4年 岩田 杏音



三宅小学校
5年 吉松 隆佑



原北中学校
1年 足立 董



姪浜中学校
2年 原田 麻衣



福岡中学校
3年 渋谷 樹希



沖学園高等学校
1年 梅田 明莉



博多工業高等学校
2年 亀井 唯吏



九州産業大学附属九州高等学校
3年 平松 もえ



九州産業大学附属九州高等学校
3年 深川 ゆりか